

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・3・44 川越北環状線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・44	川越北環状線	川越市脇田新町	川越市大字福田字川間	川越市大字上寺山字東田	約 5,460 m		4車線	25.0 m		
	構造形式の内訳		川越市大字小室字鶴塚	川越市大字今成字赤沼		約 620m	嵩上式		22.8 m		
						約 4,840 m	地表式		25.0 ~ 31.25 m	幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・44 川越北環状線の本線から 3・5・17 笠幡小仙波線へ接続するアクセス道路は、T字の形状で交差し、既存の道路を最大限有効活用した線形で都市計画決定されていました。

しかし、アクセス道路のT字交差点部へ川越市道 7101 号線が接続されたことにより、交差点の形状が十字へ変更となりました。

これに伴い、交通処理方法を改めて検討した結果、安全かつ円滑に交通処理が可能な線形に変更し、あわせて車線の数を 4 と定めるものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路（埼玉県決定）の変更について理由を示したものです。

I. 川越都市計画における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は川越市、日高市及び川島町の全域で、埼玉県のほぼ中央部にあり、都心から約40km圏に位置しています。

【3・3・44川越北環状線】

当該路線は、国道16号を起点として国道254号に至る延長約5460m、幅員25mの幹線街路です。

II. 変更の必要性

3・3・44川越北環状線の本線から3・5・17笠幡小仙波線へ接続するアクセス道路は、T字の形状で交差し、既存の道路を最大限有効活用した線形で都市計画決定されていました。

しかし、アクセス道路のT字交差点部へ川越市道7101号線が接続されたことにより、交差点の形状が十字へ変更となりました。

これに伴い、交通処理方法を改めて検討した結果、安全かつ円滑に交通処理が可能な線形に変更し、あわせて車線の数をも4と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内容
3・3・44川越北環状線	約5,460m	4	25m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の追加 ・車線数の決定